

第3回上富田町特別職報酬等審議会 会議次第

日 時：令和6年3月8日（金）

午後1時30分～

場 所：役場 1階会議室

1 開会

2 審議

1) 答申（案）について

3 その他

4 閉会

昭和43年10月17日

各都道府県知事

自治省行政局長通知

特別職の職員の給与について

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」（昭和三十九年自治給第二〇八号各都道府県知事あて自治事務次官通知）の趣旨に沿って措置されて来ていることと史料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ中特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいえないものもあつて、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配慮し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿って適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

一 特別職の職員の給与の内容の明確化について

1 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第二〇四条および附則第六条の二の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において、当然に制約のあるものであること。

従つて、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によつて必要とされる給与額の差を十分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事（市町村長）、副知事（助役）および出納長（収入役）（以下「三役」という。）に対して支給するものとするは、極めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会の委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当つては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少なくともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上廻つて給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配慮すること。

別記 (資料項目)

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前五ヶ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民一人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況(審議日数)

(注) 5～7は、議会議員のみに係るものである。

出典

地方公務員関係法令・実例・判例集

本商品の解説・図表等の無断複製、転用、公衆送信、頒布等を禁止します。

Copyright© DAI-ICHI HOKI CO., LTD. All Rights Reserved.

上富田町投票率の推移

	選挙執行日	有権者数	投票者数	投票率	備 考
上富田町長選挙	平成18年1月29日執行				
	平成22年1月31日執行				
	平成26年1月26日執行				
	平成30年1月28日執行	12,806	7,779	60.74%	
	令和4年1月30日執行	12,919	7,987	61.82%	
町議会議員一般選挙	平成14年4月28日執行	11,519	9,323	80.94%	
	平成18年4月30日執行	11,898	8,720	73.29%	
	平成26年4月27日執行	12,114	8,365	69.05%	
	平成30年4月29日執行	12,714	8,087	63.61%	
	令和4年4月24日執行	12,797	7,773	60.74%	
和歌山県知事選挙	平成18年12月17日執行	11,953	4,658	38.97%	
	平成22年11月28日執行	11,961	5,640	47.15%	
	平成26年11月30日執行	12,250	5,669	46.28%	
	平成30年11月25日執行	12,833	5,385	41.96%	
	令和4年11月27日執行	12,933	5,526	42.73%	
県議会議員一般選挙	平成19年4月8日執行	11,935	7,276	60.96%	
	平成23年4月10日執行	11,907	7,416	62.28%	
	平成27年4月12日執行	12,226	7,013	57.36%	
	平成31年4月7日執行	12,735	6,579	51.66%	
	令和5年4月9日執行	12,868	6,745	52.42%	
衆議院議員通常選挙	平成22年7月11日執行	12,085	7,320	60.57%	
	平成25年7月21日執行	12,232	6,957	56.88%	
	平成28年7月10日執行	12,810	7,351	57.38%	
	令和元年7月21日執行	12,894	6,702	51.98%	
	令和4年7月10日執行	13,000	6,738	51.83%	
衆議院議員総選挙	平成21年8月30日執行	12,059	8,955	74.26%	
	平成24年12月16日執行	12,160	7,626	62.71%	
	平成26年12月14日執行	12,362	6,445	52.14%	
	平成29年10月22日執行	12,831	7,112	55.43%	
	令和3年10月31日執行	12,970	7,648	58.97%	

*上富田町長選挙は平成26年まで10回連続で無投票・平成22年4月25日執行上富田町議会議員一般選挙は無投票

令和6年3月21日

上富田町長 奥田 誠 様

上富田町特別職報酬等審議会
会長 吉田 盛彦

議会の委員長報酬及び町長等の期末手当について(答申) 案

令和6年1月25日付け上富総第1907号で当審議会に諮問された議会の委員長報酬及び町長等の期末手当について、審議の結果、以下のとおり答申します。

記

1 答申結果

(1) 議会常任委員会及び議会運営委員会の委員長報酬について

新規に議会常任委員会及び議会運営委員会の委員長報酬を設置し、月額を25万円とすることが適当である。

(2) 町長等の期末手当について

町長等の期末手当について、0.70月分引き上げることが適当である。

2 設置、改定の時期

時期については、いずれも令和6年4月1日に実施することが適当である。

3 審議経過

審議会においては、次に掲げる観点を中心に、各委員がそれぞれ住民の代表として、公正かつ客観的な視点で慎重に審議を行った。

- ・財政状況の推移
- ・特別職の報酬等の改定状況並びに県内市町村及び類似団体との比較
- ・町長等の職務・職責・活動状況

まず、本町の財政状況について、財政構造の弾力化を表す経常収支比率では、平成20年度には94.4%と財政的余裕がない状態であったが、令和4年度には84.0%と改善している。その他の財政状況の指標からも財政状況は堅調に推移していることが確認された。

また、財政調整基金等の残高については増加傾向にあるものの、南紀の台公民館建設、小学校5校の屋内運動場空調設備設置、大谷総合センター耐震改修など公共施設の更新に係る財政支出の増加要因もあることから、引き続き財政動向に注視する必要がある。今回の諮問事項にかかる財政的な影響については、これだけをもって直ちに町財政に大きな影響を与えるものではないことの説明を受けている。

次に、特別職の報酬等については、平成8年度に改定後、現在に至るまで改定は行われていない。報酬等について、県内市町村と比較したところ、市の水準には及ばないものの、町村との比較では一定の水準にあった。一方、近畿圏内の類似団体との比較においては、他県の自治体より本町は低い水準であった。期末手当の支給割合についても、前述と同様の傾向がみられた。

次に、特別職の職務・職責については、町長等は中長期的に町の課題を分析し、これらに対する高度な政策形成能力が求められ、町議会は、町的意思を決定し、監視する機能を担うものである。南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対する防災、減災の取り組みは喫緊の課題であり、2050年の人口が約12,000人になるとの将来人口推計も出ていることを踏まえても、将来にわたり住民サービスを維持、充実するための方策を講じるにあたって、町長等はより一層難しい舵取りを担うこととなる。

(1) 議会常任委員会及び議会運営委員会の委員長報酬について

それぞれの委員長は、一般の議員より業務量が多く、かつ責任を担っていることを理解した。県内市町村で、委員長報酬を設置している町村議会は1議会であるが、本町議会においては、委員長企画主導のICT教育研修会やインボイス勉強会を開催するなど独自の活動を行っており、常任委員会、議会運営委員会の委員長の職務・活動量に鑑みれば、新規に報酬区分を設置することは適当であると判断した。月額については、議員報酬に月額1万円を上乗せし、25万円とすることが適当とした。

(2) 町長等の期末手当について

町長等の期末手当については、近隣の自治体及び類似団体の動向等を参考に、町長等の職務、職責に応じた支給割合とすることが適当であるとの認識で一致し、0.70月分引き上げることが適当ということで意見を集約した。町長等については、住民が物価高騰の影響を受けている中での期末手当の引き上げとなることを十分に理解されたい。加えて、町長を始めとする特別職、町民の代表である町議会議員及び議会の果たすべき職責、その行政手腕や議会運営に対する住民の期待に応え、町政の発展と住民福祉の向上のためになお一層尽力されることを望むものである。

4 その他

今回の審議会での議論において、町議会議員選挙等の投票率の低下から、住民の町政への関心が薄れているのではないかと危惧する意見があった。また、長期間にわたり報酬等審議会が開催されていないことに問題はないのかという意見があった。全国的に見られる議員のなり手不足の問題は、将来的に本町でも起こりかねない問題であると考え、人材確保の観点からも、特別職の報酬等は一定の水準を保つ必要がある。経済情勢や町の財政状況、県内市町村及び類似団体の動向も踏まえ、必要に応じ審議会を開催すべきことを付言する。

審議の開催状況

回	開催日	主な審議事項
第1回	令和6年1月25日(木)	会長、職務代理者の選任、諮問、資料説明
第2回	令和6年2月13日(火)	議会の委員長報酬及び町長等の期末手当について
第3回	令和6年3月8日(金)	答申案について
第4回	令和6年3月21日(木)	町長に答申

審議に使用した主な資料

特別職の職務内容について
各委員会・委員長の役割
委員長報酬 県下及び他府県の状況
特別職の報酬等及び期末手当の改定状況
一般職の改定状況
特別職の報酬等及び期末手当の状況
現行と改定後の比較
財政状況
消費者物価指数

上富田町特別職報酬等審議会

会 長	吉田 盛彦
職務代理	平見 信次
委 員	上羽 寛
委 員	麩 充
委 員	松浦 紀広